



Title	朝鮮人被爆者問題にみる加害者の後悔・欺瞞・責任 : 岡まさはる記念長崎平和資料館設立までの運動にみる戦争と地域生活の理解
Author(s)	阿知良, 洋平
Citation	社会教育研究, 30, 39-52
Issue Date	2012-03-31
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/49198">http://hdl.handle.net/2115/49198</a>
Type	bulletin (article)
File Information	Achira.pdf



[Instructions for use](#)

## 朝鮮人被爆者問題にみる加害者の後悔・欺瞞・責任

—岡まさはる記念長崎平和資料館設立までの運動にみる戦争と地域生活の理解—

阿知良 洋 平\*

### 目 次

1. 問題意識	40
(1) 主権者の判断が求められる現在	40
(2) 加害の良心的自覚に還元する議論の限界	40
2. 岡まさはる記念長崎平和資料館の概要	41
(1) 問題意識と岡実践との関連	41
(2) 基本情報と紹介場面の限定	41
(3) 長崎における岡資料館の位置	42
3. 朝鮮人強制連行問題	43
(1) 朝鮮人強制連行とは	43
(2) 協和会	43
(3) 大村収容所	43
4. 第Ⅰ期：岡正治と「後悔」	44
(1) 岡正治氏の生い立ち—「疑問」と共存した軍国主義下の生活	45
(2) 敗戦で湧き出る「後悔」と反「戦争」	45
(3) 日本国民への保障と朝鮮人に対する差別	46
5. 第Ⅱ期：大村収容所問題	46
(1) 形式的な論理で逃げる収容所の役人	46
(2) 国家が守るものとは何か—われわれと国家の対立的理解	46
6. 第Ⅲ期：日本の庶民の欺瞞—朝鮮人被爆者実態調査	47
(1) 松尾氏の手紙—日本政府の欺瞞に対する責任追及	47
(2) 第一次調査—長崎市がやるべき調査	47
(3) 三菱の責任	48
(4) 第三次調査までを通して—調査で出会った日本の庶民と自分自身	48
(5) 調査の総括から見えてきた構造—「三菱」に落とされた「原爆」	49
(6) 岡まさはる記念長崎平和資料館の創設（1995年）	49
7. 岡実践が示唆すること	50
(1) 贖罪意識を持った加害者が加害者の欺瞞に出会う意味	50
(2) 「生産の転倒性理解」あるいは「学習資源としての後悔」の現代的普遍性	50
(3) 責任と連帯—アジア・太平洋戦争の歴史和解における転倒性理解の意義	51
(4) 長崎市議としての市民連合の活動の意義	51

\* 博士後期課程1年/日本学術振興会特別研究員DC

## 1. 問題意識

本稿は、岡まさはる記念長崎平和資料館設立までの長崎在日朝鮮人の人権を守る会を中心とする岡正治らの一連の実践（以下、岡実践）の紹介と、平和学習に関わる本稿の問題意識に関して当該実践が示唆することについて若干述べることを目的としたものである。以下でその問題意識について述べる。

### (1) 主権者の判断が求められる現在

現代の日本においては、大量の情報が瞬時に得られる一方で、どの情報を自分の意見として表明したらよいのかという判断は非常に難しくなっていると云える。一方で、これからの日本社会をどのようなものにしていくかという判断が主権者に求められている。あらためて「国民的」な教養の内容が問われている局面であるとも言えよう。

今後の社会のあり方に対する選択が求められたという点で、日本政府・国民（以下、日本）がアジア・太平洋戦争に突入り終戦、そして戦後の日本社会をつくっていった一連の時代に学ぶことは多いように思われる。アジア・太平洋戦争は、日本がアジア諸国に害を与えたことはもちろんのことながら、戦間期から終戦までの一連の流れを俯瞰したときに、日本が日本での生活を守ろうとして、結果的に原爆や多くの肉親の死、生活の崩壊をもたらしたという転倒的な展開を持っていたことに留意すべきであろう。

終戦後、上原専禄をはじめとする日本の知識人は、アジア・太平洋戦争に対する「悔恨」<sup>1</sup>から今後の社会を作るべく、国民的教養論を展開した<sup>2</sup>。社会教育の分野では、宮原誠一の生産学習と政治学習の統一がその条件を示していたといえるだろう。しかし宮原の場合、ひとりひとりの生産・生活上の力の発揮が結果的に自らに害を及ぼすようになる転倒性を十分に理論に内在させなかったといえる<sup>3</sup>。この仕組みを読み解くことを可能にする政治学習の条件を明らかにし得なかったとも言えよう。現在の局面においても、仕事づくりは大きな実践的課題となっているが、この際に政治学習の欠如がないように十分に留意する必要があるといえる。

なお、本稿がこのような政治学習の条件を明らかにしたいと思う際にアジア・太平洋戦争問題を課題とした実践に焦点をあてるのは、そのような政治学習の条件を議論する際に不可欠であると筆者が考えている「加害」の視点が、この領域を対象とする実践では被害者史観の克服という経験によって含まれているからである。「加害」の視点が明示的なのは、社会教育の諸実践のうちでもこの領域に特殊なことであろう。

### (2) 加害の良心的自覚に還元する議論の限界

ただし、さらに言うておく必要があるのは、日本国民の加害性を日本国民の良心的自覚に還元する

実践では、日本国民の被害の側面が別に論じられたり位置づけられなかったりして、場合によっては、アジア＝被害、日本＝加害の二項対立に陥り、加害の歴史を自虐史観と主張する人々との対立を超えられなかったり、あるいは加害性を自覚しない日本国民と加害性を自覚した平和運動家との対立にとどまったりする可能性を否定できないということである。70年代からの加害の自覚を促す平和運動が教科書検定や政府の発言に一定の成果をあげた一方、その反動として生まれてきた90年代以降の自由主義史観を唱える人々を納得させ得る実践的な理論は未だ成立しているとは言い難い<sup>4</sup>。

加害の歴史の隠蔽に対しては科学的には論外の主張だとされることも多い（筆者もそう思う）が、そのときの「科学的」の対象はその問題となっている歴史に一般的にはとどまり、それだけでは実際のひとりひとりの意思決定においては良心的な反省に還元されてしまうといえよう。自己の生き方・生活を内在させた科学的把握（宮原でいえば、生産学習と統一された政治学習）が求められる。

以上から、先の段落で述べた対立を乗り越える連帯形成のためには、第一に日本国民の被害と加害の二重性がなぜ発生するのが把握されること、第二にその把握に自己が位置づいていることが必要だと言えよう。本稿が紹介する実践は、そこにつながる可能性を持っていたと考えている。

## 2. 岡まさはる記念長崎平和資料館の概要

### (1) 問題意識と岡実践との関連

以上の視点から、朝鮮人被爆者問題を学習内容とする岡実践を紹介する。岡まさはる記念長崎平和資料館（以下、岡資料館）は、加害の展示で有名でありもちろんその特徴は重要なのであるが、「原爆資料館と関連して学ぶべきである」（高實氏インタビュー<sup>5</sup>）というスタンスを持っており、被害と加害のトータルな把握を何かしら持っていると考えられた。その「関連」の内容が問題意識と対応して重要だと考えられる。そこでいかなる内容がいかにして理解されていったかという整理として岡実践を紹介していく。

### (2) 基本情報と紹介場面の限定

岡資料館は、1956年に長崎県ルーテル教会に伝道師として来た岡正治（1958年から牧師）が1965年に結成した長崎在日朝鮮人の人権を守る会（以下、守る会）の運動が母体となって出来た。岡正治は、1971年から1983年まで長崎市の市議会議員もつとめ、その後援会は「生きる権利を市民の手で！市民連合」として税金の使い方や福祉の問題などにも取り組んだ。岡は、生前から守る会が調査してきた内容を市民に伝える資料館の建設を希望しており、1994年1月から募金活動を始めていた。岡は、1994年7月に自宅で病気をこじらせ、志半ばで永遠の眠りについた。しかし、資料館を建てる運動は、岡とともに調査活動をしてきた現理事長の高實康稔氏らに引き継がれ、1995年に元中華料理店だった建物を購入し、岡資料館は完成する。

岡資料館は、長崎の主要な観光地の一つである、26 聖人の碑の近く（長崎市西坂町9-4）にある。1Fに受付と長崎における朝鮮人・中国人強制労働に関わる資料の展示があり、2Fには朝鮮人・中国人強制連行、従軍慰安婦、南京大虐殺、731 部隊などの日本の加害に関わる展示がテーマごとになされている。3Fと4Fは会議室や書庫があり、全部で4階建ての建物である。受付は、地域のボランティアによって交代で担われている。現在までの主な活動は、南京大虐殺の記念館との友好館提携にもとづく「日中友好の翼」と呼ばれる学生派遣事業、市の図書館などの施設を借りた講座事業、ついこの間までは、ドイツの良心的徴兵拒否者の受け入れ事業、韓国の平和運動家・全恩玉氏の客員研究員としての受け入れなどを行っていた。

資料館開館後の展開も重要であるがそれは別の機会に譲り、本稿では問題意識との関連からその前史を中心に着目する。とりわけ岡正治氏本人に着目し、彼の「後悔」からはじまる学習過程に焦点化したいと考える。

### (3) 長崎における岡資料館の位置

対象実践をとりまく長崎の状況について簡単に触れておく。長崎は、言わずと知れた企業城下町であり、原爆が投下される以前には、長崎市をほぼ支配するに至っていた。その状況について、三菱の労働組合発行の資料では、「米国戦略爆撃調査報告書」を引いて、次のように述べられている。「三菱4社（注：造船、電機、製鋼、兵器）が事実上、長崎市を支配した。4社を合わせると、長崎市の労働者の85~90%を雇用し、その支払い給与額は合計で月6千万円にも達して、長崎市人口の75%以上の生活の糧となった。三菱4社は市を養うだけでなく、市の政治生活をも性廃止、市政および県政のどの職にでも、望む者をつけることが用意に出来た。現在の市長と県知事は共に、長年会社を勤め上げた三菱の人間である」と<sup>6</sup>。1945年当時の長崎市長岡田も三菱の出身だった。岡も1976年、市議会議員時代に市と三菱の癒着について追及している。

原爆の投下により、長崎の平和行政はその悲惨さを伝え、戦争の反対を叫び続けてきた。長崎市の原爆資料館も、原爆の悲惨さや世界の核実験の悲劇を伝える施設として機能している。長崎市の原爆資料館は、長崎の主要な観光地の一つである。長崎市の作成する観光パンフレットには原爆資料館は必ずといっていいほど載っているが、他の私設の観光地も並ぶ中、岡資料館が載っているものはない。また、市の設置した看板もない。

被害は復興を正当化し得るため、長崎においては「原爆の被害」と現在でも兵器生産を続ける「三菱」は共存し得る状況にある。その矛盾を鋭く指摘した位置に岡資料館が位置づいているといっていだらう。

### 3. 朝鮮人強制連行問題

岡正治らがどのような人々に出会い、どのような発見をしていったかを探る前に、そもそも学習の前提をなしている朝鮮人強制連行問題とは、いかなる問題であったのかを簡単に整理しておこう。

#### (1) 朝鮮人強制連行とは

強制連行と一口にいても、その形態は様々であり、歴史的に整理する必要がある。強制連行は、日本の朝鮮植民地政策の産物であるといえるが、まずそれは、明治の富国強兵・殖産興業政策によってもたらされた政府と軍の対応に芽を持っていたことを確認する必要がある。三菱は、このなかで成長していく。

政府が直接に関与する 1939 年以前にも全国で約 80 万人の朝鮮人の渡航があった。1910 年の韓国併合時点からそれは増加している。1905 年の在日朝鮮人は 303 人、在朝鮮日本人は 42460 人だったのに対し、1930 年には、それぞれ 298091 人、527016 人、いわゆる「強制連行」がはじまった 1939 年以降、1940 年には、それぞれ 1190444 人、707742 人となっている<sup>7</sup>。その背景には日本の植民地政策による土地の取り上げ等があった。

札幌郷土を掘る会の調査では、次の証言が得られている。「役人は、自作からも地主からも小作からも米を供出させました…僅かに残ったその米を強制的にもって行ってしまふんです。小作は、米を二か所に出していた訳です…割り当てられた供出量に応じていたら米は残りません。ですから、どこの小作も上手に隠すのです…役人はすべてお見通しですので、割当供出量に達していない農家に、サーベルをつけた警官と一緒にやってくるのです…」と<sup>8</sup>。

1939 年までの時期を「自由渡航」時代と一般的に呼んでいる。しかし、以上の状況を見るとそれが「自由」ではなかったことがよくわかる。そして 1939 年からは政府が関与している。1939 年 9 月から 1942 年 5 月までは「募集」、1942 年 6 月から 1944 年 8 月までは「官斡旋」、1944 年 9 月から敗戦までは「徴用令」の時代として区別される。「募集」と「官斡旋」も実態としては、強制的に労働力をかき集めたものである。

#### (2) 協和会

そして、日本に連れてこられた朝鮮人は、1934 年の閣議決定において内務省と厚生省を中心につくられた協和会に強制加入させられた。この会は、朝鮮人の監視を目的としたものであり、同化政策や逃亡の防止の役割を果たした。

#### (3) 大村收容所

1950 年、旧海軍針尾海兵団跡に外務省針尾入国者收容所が設置され、これを旧海軍航空蔽本館跡に

改修・移設し、1952年に出入国管理庁に移管、1953年より法務省大村入国者収容所となった<sup>9</sup>。アメリカ占領軍の指示でつくられた<sup>10</sup>。

ここに収容される朝鮮人の背景は、戦時中に日本に渡航し、終戦後に一時帰国したもの、生活の基盤もなく日本で生活をしていくしかなかったもの、日本に残してきた肉親に会うために戻ってきたものなどであった。戦時中日本に連れてこられた、来ざるを得なかった朝鮮の人々が日本国籍を取得できるのは、「引続き」日本に残り続けた場合だけであり、一時出国したものは不法入国者として扱われ大村収容所に入れられる<sup>11</sup>。こうした対応は、日本の侵略の結果、米ソによる分割統治、朝鮮戦争の勃発、弾圧の激しい朴政権の誕生へと続いた歴史を考慮した対応とはなっていないといえるだろう。さらに、大村収容所の居住環境は経費の抑えられた食事、不十分な医療など劣悪であった。

「引続き」いたと認められない朝鮮人は、出入国管理令・外国人登録法を根拠に「行政処分」を下され、南朝鮮に強制帰国させられる<sup>12</sup>。アメリカの反共政策のもとでの日本と韓国の癒着がそれをもたらしたといえよう。収容所内部でも「北」への帰国希望者に対する暴力事件が発生している<sup>13</sup>。

#### 4. 第Ⅰ期：岡正治と「後悔」

以下、具体的に実践の展開を岡たちの学習過程として追っていくが、そのとき参考にした主な調査報告書を掲げておく。

表1 本稿が参考になっている主な調査報告書

文中表記	発行年	書名
『道ひとすじに』	1975	岡正治『道ひとすじに』
『大村収容所』	1981	岡正治『大村収容所と朝鮮人被爆者』
『第一集』	1982	守る会『原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態報告書第一集』
『第二集』	1983	同第二集
『第三集』	1984	同第三集
『第四集』	1986	同第四集 副題「端島の呻き声」
『第五集』	1991	同第五集 副題「炭砦に、壕に、埋め立てに、…7万人探訪の旅」
『孤塁』	1995	岡まさはる追悼集刊行実行委員会『孤塁を守る戦い』

なお、高實氏、園田氏、新海氏のインタビューも参考にした<sup>14</sup>。本稿では、主要な運動テーマの区分に従い、3つの時期に岡実践を区分している。第Ⅰ期（1918～1957頃）は、前史でもあるが、岡氏の戦争体験と戦後の社会運動家への道のり、第Ⅱ期（1958頃～1981頃）は、様々な社会問題に取り組みつつも、とりわけ大村収容所の問題に向き合う時期、第Ⅲ期（1981～1994）は朝鮮人被爆者の実態調査の時期である。

## (1) 岡正治氏の生い立ち―「疑問」と共存した軍国主義化の生活

岡正治は、1918年に大阪市に生まれる。父親は反体制ではなかったが、大正デモクラシーの価値を重んじていた人であり、無理に軍人になる必要はないと言った。岡の家庭は、それなりに裕福な家庭であったが、岡が5歳のときに父の工場が焼失しており、それから先は経済的に厳しい生活が続いていた。経済的理由から、扇町商業学校を中退せざるを得なくなり、岡は就職先として海軍を選んだ。この事は、父を悲しませたという。

岡は、戦時中に戦争に対して批判的な考えを持つきっかけとなる出来事にいくつも出会っている。それはまず、海軍の「教班長からの制裁と私刑の連続」(『道ひとすじに』p59)であり、第二に、門司の海軍通信隊の勤務中に聞いた兄の訃報だった。「アジア侵略戦争の全体の流れ中で、わたしがどうしても承認できないことは、あれほどよりよい社会の実現を願っていた青年が「殺された」ということである。…結局帝国主義的な国家権力が、物理的な力で兄を殺したのだという、おさえがたい怒りを感じた」(『道ひとすじに』p52)。岡、16歳の時である。

岡は、20歳のとき中国・上海に向けて呉から出発している。上海から南京へ移動する途中に肋膜炎を再発し、安慶で下船し入院している。岡はこの入院のなかで、海軍の出世コースから外れたことで虚無感にとらわれ、兄が教えてくれた聖書に目を向けるようになった。この年(1938年)の12月、洗礼を受けている。

1939年11月、下士官に任官となり、1941年に旗艦香取にてマーシャル諸島方面へ行っている。1943年には、広島の新島海軍兵学校教員となり、国家主義的生徒教育に従事する(「実際のわたしの抵抗は、ただご真影拝礼と神社参拝を拒否するという程度の消極的なものにすぎず、相変わらず軍人勅諭の謄本に敬礼し、キリスト者軍人として毎日忠実に三人称を用いて海軍生徒教育に従事していた」『道ひとすじに』p144)。

## (2) 敗戦で湧き出る「後悔」と反「戦争」

岡は、御真影参拝と神社参拝を時間で計算し、敗戦のときに感じた感情を象徴的に次のように述べている。「その時私は泣きました。何故泣いたか。戦争に負けたからくやしくて泣いたのではありませぬ。私は十一年間海軍にいながら、体をはって戦争反対のために戦ったのはわずか六日間しかないじゃないか」(『孤墨』p29)と。

岡は、1951年33歳にして、日本福音ルーテル神学校を受験する。神学校に通っている途中に妻を亡くすが、38歳で卒業、その年(1956年)長崎ルーテル教会に伝道師として赴任した。岡は、「あのとき教会が積極的に戦争協力の態度を政府に示したのは、『教会が生き残るため』にはぜひ必要であった」(『道ひとすじに』p214)などと弁明する教会の自己批判の不十分さを感じており、「この社会に出て行く『戦う使途』を送り出すべきだ」(『道ひとすじに』p219)という理念を持っていた。



### (3) 日本国民への保障と朝鮮人に対する差別

「私がこれから韓国のために頑張らなければと私が決意したのは、この1952年の4月28日以降です」(『孤塁』p30)と岡が述べているように、サンフランシスコ平和条約によって独立を回復した日本は、法律一二六号で在日の韓国人に対して「日本国籍はありません、永住権が欲しければあげます」という態度を取り、一方で「日本国民には保障をあげます」というずるい対応をした。

岡はこのとき、小学校・中学校のときのたくさんの韓国人の友人たちを思い出しながら、1931年以降「このあたりから、日本はもう目に見えてこの韓国人の迫害、差別、虐待、酷使、奴隷扱い、こういうことをやっているのを私たちはこの目で見てきた」(『孤塁』p26)と思い返し、日本がやってきたことと日本政府が戦後にとった対応との矛盾に、朝鮮の人々と向き合う決意をせざるを得なかったという。

## 5. 第Ⅱ期：大村収容所問題

岡は、長崎に1956年に赴任して以降、長崎の「キリスト者社会問題研究会」の事務局長をつとめ、日米安保の問題、警職法改正の問題、紀元節復活の問題などに精力的に取り組んだ。

### (1) 形式的な論理で逃げる収容所の役人

岡は1958年秋から大村収容所に入出入りしていた。収容所のなかでラジオ放送番組「ルーテルアワー」の聖書通信講座の受講者会が発足し、その直接指導に行っていたからである。岡が大村収容所における処置はおかしいのではないかと指摘すると、「…政府が公布し11月1日から施行した、「出入国管理令」「外国人登録法」によって親切された出入国管理庁の機関として発足し運営されているのだから、自分たちには何らやましいところはない」(『大村収容所』p8)という。

岡は1959年春頃には、大村収容所への立ち入りを拒否されるようになった。

### (2) 国家が守るものとは何か—われわれと国家の対立的理解

こうして活動しているうちに、1965年日韓基本条約が締結され、日本に在籍している朝鮮民主主義人民共和国の人々の人権侵害が憂慮され、これをきっかけに「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が結成される。実際に、1959年に南朝鮮系の人々による北朝鮮系の人々に対する大規模な投石事件も起きており、日本の収容所当局はこれを黙殺していたため、憂慮する理由は十分にあった。

1967年、金東希氏は、ベトナム戦争に派兵されるのをきらって日本へ亡命、大村収容所のなかで朝鮮民主主義人民共和国への送還を要求していた。朝鮮総連などの「支援する会」に、守る会の一員として参加したのが岡の二度目の大村収容所の訪問だった。こうした運動がとくに大きくなったのは、1969年に小田実に引き入れられた「大村収容所解体斗争デモ」が契機であった。この一連のデモで、岡

はこう記している。「政治的なデモに参加しない者には、異常な神経の持ち主の集団である機動隊の恐ろしさは、到底わからないであろう…通行人といえども、追いまくり、なぐり、けり、あげくの果ては、これに抵抗する者は公務執行妨害や道交法違反で逮捕する。…実に権力者も権力の手先も無法だ」(『大村収容所』p14)と。

一方で、「この日の収容所解体斗争デモは、参加者全員に、収容所解体の日まで永遠に打ち抜くことを固く決意させた」と述べ、庶民の連帯は、国家権力の前でより結束を固めることを実感した。第Ⅱ期での岡は、自らの後悔を原動力に、朝鮮人のために欺瞞の耐えない日本政府を糾弾することに全力を注いだ。

## 6. 第Ⅲ期：日本の庶民の欺瞞—朝鮮人被爆者実態調査

ここまでで韓国・朝鮮人の人々のために活動する社会運動家岡正治の形成過程を見てきた。

### (1) 松尾氏の手紙—日本政府の欺瞞に対する責任追及

岡はこのとき長崎原水協常任理事だった。1967年、その岡のもとに誠孝院の松尾弁尚氏から手紙が届いた。そこには、日本政府から預かっている爆死した朝鮮人の遺骨があり、その慰霊法要を行うので来て欲しいと書かれていた。岡は、この手紙を見て「これを読んだ瞬間、原爆問題についての日本人の考えの中にある一つの盲点を指摘された、というげしい胸の痛みを感じた」という。ここで岡は「日本政府は、「遺族からの要望」を待つまでもなく、自発的に集骨作業を遂行する義務があるはずだ」と日本政府に解決を求めている。ここから、「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑」の建立計画がはじまり、1979年完成、建設委員会の式辞には「朝鮮人に対する日本政府の差別政策と、戦争責任を徹底的に追及する」ことが述べられている。

### (2) 第一次調査—長崎市がやるべき調査

高實氏や岡村氏らと岡は、1977年の大村収容所の調査で出会っている。守る会が朝鮮人被爆者の実態調査に取り組み始めるのは、1981年である。そのきっかけは、すでに自分たちが手元にもっていた情報と長崎市が調査結果として発表したもののおおきなずれを見たことである(「第二の点については、すでに私たちの手によって、ある程度のものは把握され、記録的には復元されていた。しかし、その復元したものと、…長崎市が発表した…の内容を比較したとき、長崎市の報告書中の復元図はきわめて不十分であると断定せざるを得なかった。そこで私たちは、これについては徹底的に追跡調査を実施する必要ありと認め…」(『第一集』p8)。

このときのテーマは「被爆の質の違い」であった(「従って、日本人被爆者も、朝鮮人被爆者も、その際に受けていた物理的な被害は、全く同様であっても、被爆の「質」については、比較し得ない背

景と基盤が厳然として存在する」『第一集』p3)。そして、調査を通じて特に意識されたのは、権力者による情報の隠蔽であった（「日本政府、長崎県、三菱重工、大手土建業者などは、朝鮮人被爆者の実態に関する資料を収集し、それを公開すべきである。彼らは、今日に至るも、みずから進んでこれらを調査しようとせず、また収集、保存している同資料を出そうとしていない」『第一集』p140)。

### (3) 三菱の責任

被爆の質の違いとは、内容的には強制連行の有無であったから、調査結果としては強制連行の実態が多く語られる。第二集では、島嶼部での強制労働におけるリンチの証言などが掲載された（「(前略)明日仕事に行かない人は届けを出させるわけですが、なまけていると思ったんでしょうね。朝鮮人の医務室で、一人の人に電気ショックを与えて、次の人にまできました。両方のこめかみのところに少し水をつけて、そこへ電灯線から引いた電線をくっつけるのです。後の人は、アイゴアイゴと泣いて(後略)」『第二集』p41)。その中で、アジア・太平洋戦争を引き起こした大日本帝国政府とともに、岡たちが「戦争犯罪企業」と呼ぶ三菱の戦争責任がより強く課題となっていく。

### (4) 第三次調査までを通して—調査で出会った日本の庶民と自分自身

第三次調査は、これまでの総括として位置づけられている。これまでの調査の過程では、次のような違和感が課題化される。「実際の調査活動に当たって痛感することは、①当時私たちは朝鮮人を迫害したり、虐待したことはない。そのような場面もあまり目撃していない。②朝鮮人はみな善良な人たちばかりで、日本人ともなかよくしていた、という「証言」が余りにも多かったことである。また、戦前、戦時中、町村役場に勤めていた人、朝鮮人労務者を使役していた人たちは多数の市民がすでに証言して明白になっている、「飯場等に居住中および労働現場で働いていた朝鮮人労務者の実数」をきわめて少数に見積もって「証言」することである」(第三集 p176) など、(3)で引用したような具体的な証言があるにも関わらず、朝鮮人に対する加害を語らない証言が多かったのである。

岡たちは「日本人証言者の発掘はかなり容易であったように見受けられるかもしれない。しかし、現実には正反対である」(『第三集』p65)と述べ、これまでは日本政府の責任をとりわけ追及してきたが、日本の庶民の欺瞞を課題化せざるを得なくなる。こうした人々との出会いは、松尾氏の手紙のときに感性的には感じていた自分自身の欺瞞を、目の前で他者が体現している姿を確認することによって明確に意識させるものとなり、責任を負っている主体として自己を課題化することになる（「調査員自身の問題であり、調査の進行につれていっそうこれらの問題意識の深化に迫られた」『第三集』p65）<sup>15</sup>。

この経験をもって、岡たちの認識の質も変化する。「日本政府のみならず、被爆者を含む日本人総体は、侵略と戦争に起因する朝鮮人の受けた一切の被害に対して明確な加害責任がある」(『第三集』p50)と、日本政府に意識的に加えて「被爆者を含む日本人総体」が言及される。このことから、被団協の活動の意義を認めつつも、この加害性の欠落について意見を述べている(『第三集』p102～104)。

このように見てくると、第Ⅱ期では、自身の加害者としての責任を自覚しつつも、要求としては責任をとるべき主体を日本政府として位置づけていたのに対し、第Ⅲ期では、日本政府とともに朝鮮人に対する加害を隠す日本の庶民の具体的な姿を目にすることで、調査員自身にも、調査をし三菱・日本政府に保障をさせる責任があることが意識されたといえる。

#### (5) 調査の総括から見えてきた構造—「三菱」に落とされた「原爆」

岡たちは、調査を総括することによって、庶民が加担する戦争構造の課題化を具体的に言うことが出来た。長崎の多くの労働力を抱え込み、侵略した土地の住民までも酷使して大きくなったのが三菱である。三菱は、日本の軍国主義化によって利益を得た（「連続する恐慌の嵐の中でも、財閥支配は進展していった。（中略）国民の生活困窮に反比例して、軍需工業は太っていくのである。一九三三年（昭和8）年以降、民間工場に対する艦船、兵器機械類の発注比率は、七〇%を超えていき」『第三集』p142）。そして日本は、アジアに進出していった。この結果、何がおこったか。岡たちは、アメリカが財閥を「最大の戦争潜在力」として理解していたことを「対日賠償に関するポーレー使節団報告」から理解し、やはり、原爆が長崎に落とされたのは三菱を対象としたものであったことが明らかになったのである（「目標は人口稠密なところにある軍需工場とし…」『第三集』p138にて、岡たちはアメリカの「臨時委員会」の決定を書いている）。

日本政府とともにアジア侵略に加担した日本国民は、自らの加担によって大きくなった三菱資本とともに原爆の犠牲となった（生産の転倒性）。そして朝鮮人被爆者は、日本に連行され原爆に倒れた。以上から、戦後も日本が無視した彼らの存在に耳を傾けることでこそ、転倒的な戦争のシステムを読み解くことが出来たといえよう。

#### (6) 岡まさはる記念長崎平和資料館の創設（1995年）

以上の戦争の本質を理解した岡たちにとって、企業城下町長崎において、それに取り込まれない異議を發し続ける主体を存続させておくことは重要な課題であった。岡は、その課題を平和資料館の建設に託したといえよう。

戦争の持つ転倒性は、結局は日本国民ひとりひとりの力の發揮がもたらしたものであるから、その補償問題あるいは戦争の予防には一人一人の人間らしい力の發揮が課題となる。岡資料館のパンフレットの設立趣旨にも「政治、社会、文化の担い手は、たとえ小さく見えようとも一人一人の市民です」と筆者には一見唐突に見えた一文が入っている。しかしこれは以上の把握からすれば字義以上の背景を持っていると筆者は考える。

高實氏らが95年以降展開させた南京との友好館提携、学生交流、証言集会などのアジアの戦争被害者との連帯も、日本国民の發揮する人間らしい能動性に対するアジアの人々の応答によって現実化出来たといえるのではないか。

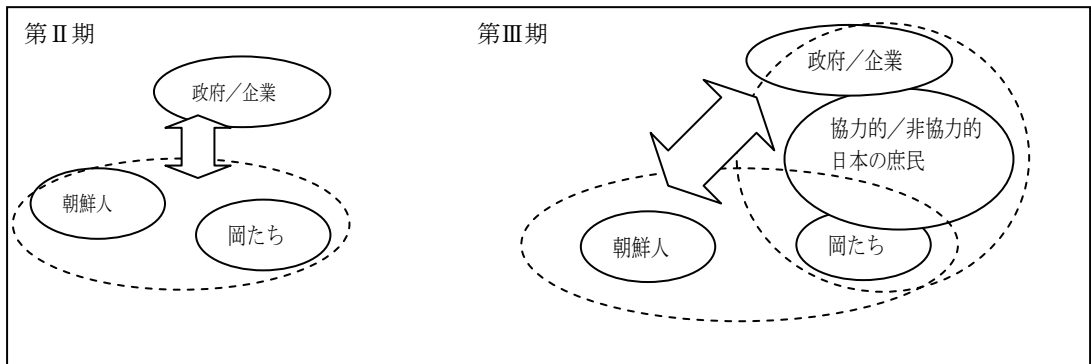
## 7. 岡実践が示唆すること

それでは、これまで見てきた岡実践の展開過程から得られる示唆をまとめる。

### (1) 贖罪意識を持った加害者が加害者の欺瞞に出会う意味

岡たちが調査活動のなかで強く印象に残った出来事は、証言をしる日本の庶民の姿だった。そして、この経験を契機にして、加害者としての「日本政府」＝「日本」から、「日本の庶民も加担していた日本政府」＝「日本」という、岡たちの言葉でいえば「日本人総体」が課題化された。この理解は、日本の軍国主義を推進した三菱・日本政府への責任追及と接合し、「三菱に落とされた原爆」理解を形成した。本稿の問題意識である政治学習の条件との関わりでいえば、朝鮮人被爆者（被害者と思われる人の被害者）の声に耳を傾け、日本の庶民（被害者と思われる人）の欺瞞（加害性）を媒介項とすることによって、生産の転倒性理解を形成し得ると言えるだろう。

図1 第Ⅱ期と第Ⅲ期の「日本政府／三菱－岡たち－朝鮮人」の理解の変化



### (2) 「生産の転倒性理解」あるいは「学習資源としての後悔」の現代的普遍性

岡実践では、日本の加害性が焦点にあったためアメリカの位置づけが強く主張されていないが、客観的には大村収容所の問題からは日米韓政府の癒着がクリアに見える。とりわけアメリカを位置づけた生産の転倒性理解をすると、本稿で扱った転倒性の現代的普遍性がよくわかる。一連の派遣労働関連の規制緩和の後、非正規雇用の増加によって企業の内部留保は大きくなった。そして現代でも、三菱をはじめ、産業によっては日本の大企業は武器産業に直接深く関わっている<sup>16</sup>。一方で日本はアメリカの戦争戦略に組み込まれ、自衛隊も武力の行使如何に関わらずイラク戦争に加担をした<sup>17</sup>。

私たち（日本国民）は、主権者として自ら新自由主義的構造改革を支持し、結果的に非正規雇用による生活の崩壊を経験した。しかし朝鮮人被爆者問題の先例に学べば、私たちは単なる被害者とは言ってられない。アメリカの戦争戦略で犠牲になる例えばイラクの市民に対して、非正規労働者を含

めた私たちは加害者である。これは辛い矛盾であるが、私たちの選択が引き起こしたことであり、その矛盾の反省が今後の社会をつくっていく上で不可欠なことが岡実践の成果を応用するとわかる<sup>18</sup>。

### (3) 責任と連帯—アジア・太平洋戦争の歴史和解における転倒性理解の意義

被害者の言いなりになるだけの単なる加害性の自覚だけでは、相手も許さないこと／諦めることしか出来ないのではないか。日本国民が加害行為の必然性理解にまで至り、能動性が発揮されてはじめて、アジアの人々も日本国民に対する真の要求が可能となるといえるだろう。こう理解すれば、日本国民の加害責任とは、単に被害者の声に加害者が従うことで果たされるものではなく、加害者の主体性の発揮によって被害者の真の要求が引き出される対話的な関係＝連帯の成立をもって果たされるといえよう。

朝鮮人被爆者の声に耳を傾け誠実に対応することを通してこそ、私たちは私たちが犯した加害行為の必然性を理解し、私たち自身がとるべき行動が見えてくる<sup>19</sup>。「国民的」教養とのかかわりで言えば、アジアといかなる関係を築くかが求められる歴史的な現局面においては、むしろ「国民」という枠によってこぼれ落ちたアジアの人々の問題に誠実に向き合うことからこそその内容は見えてくるといえよう。

### (4) 長崎市議としての市民連合の活動の意義

同時に、転倒性理解をしたときの長崎市民として地域生活に対して行う活動のあるべき姿も、岡実践は客観的には示していたといえる。なぜなら、岡が長崎市議として「生きる権利を市民の手で！市民連合」を結成し、長崎市や三菱などの権力に対抗して「長崎市民」の連帯を呼びかけていたことは、長崎市の地域生活を三菱（そして癒着する行政）主体のものから地域住民主体のものに取り戻していく運動であり、だとすればそれは再び戦争を繰り返さないための方法になり得るからである。

本稿では、岡実践に「地域での市民による生活を守る活動」と「歴史を踏まえたアジアの連帯形成」の結合の可能性を見ることが出来るのではないかと考える。この点が問題意識のところで述べた、加害性を自覚した平和運動家と自覚しない日本国民の対立を乗り越える視座につながる可能性を持っていたといえる。しかし、岡の贖罪意識の強さからくる自分自身と他人（日本国民）への厳しきゆえに、地域での生活を守る連帯をつくりだすときにぶつかる三菱に加担する側（証言をしる日本の庶民を含め）および加害性に無自覚の住民にどう向き合うかという問いは十分に突き詰められず、その対立を乗り越える連帯の形成は可能性の域にとどまったのではないかと評価できる。この点を解決することは、岡実践の公共性を主張することと関わって重要な焦点となろう。

<sup>1</sup> 「悔恨共同体」については、丸山真男「近代日本の知識人」『学会会報特別号—講演特集号』1977年、p254。

<sup>2</sup> 国民的教養の理解については、鈴木敏正「社会教育における「教養」と現代的理性」1991『社会教育研究』を参照。

<sup>3</sup> 宮崎隆志「教育本質論における宮原誠一と勝田守一の差異について」北海道大学大学院教育学研究科紀要、83号、2001年。

- 4 これは、佐貫浩が平和教育の歴史を試論的に総括するなかで、1990年～今日を、1970年代以降の加害の自覚が生まれていった時期を踏まえて「戦争反省をめぐる激しい論争と探求が展開する現代」ととらえ、そこでの課題を「侵略戦争への徹底した反省(加害の歴史への徹底した向かい合い)を通じて世界の平和に日本が如何に責務を負い、貢献するべきかの国際感覚、世界認識を形成することに日本がまだまだ成功していないこと一戦争反省の欠落と未成熟一が問われている」と述べていることを参照している。佐貫「戦争反省の様態と平和教育」『平和教育』2007年冬号。だとすれば、佐貫のそのことに対する提案の検討が論文としては不可欠であるが、本稿の実践紹介的な性格上、それは別稿を期したい。
- 5 2011年3月23日。
- 6 全国一般長崎連帯支部長船労組『平和都市長崎における三菱の兵器生産 正編 第二版』2003年。
- 7 札幌郷土を掘る会『海峽の波高く』1989年。
- 8 札幌郷土を掘る会『ボンソソファ』1997年、p97～98。
- 9 吉留路樹『大村朝鮮人収容所』1977年、二月社。
- 10 朴正功『大村収容所』1969年、京都大学出版会、p78。
- 11 日本に在留する資格は、日韓基本条約締結以前については、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係命令の措置に関する法律」により「日本国との平和条約の規定に基き、同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日まで引続き本邦に在留するものは…(中略)別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間引続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」とされる。また、日韓基本条約締結により、韓国籍を持ち「1、一九四五年八月一五日以前から申請の日まで引続き日本に居住している者。2、1に該当する者の直系卑属で、一九四五年八月一六日からこの協定発効の日以後の五年以内に日本で出生し、申請の時まで引続き日本国内に居住している者。3、右の1又は2の子で、協定発効後五年以後に日本で出生した者。」も申請資格を得られる。
- 12 南朝鮮への帰国を拒否しているながら南朝鮮へ送り込まれ、死刑になった事例もある(前掲吉留 p53)。
- 13 前掲吉留 p63～67。
- 14 高實氏については、2009年3月23日、2011年3月23日、7月5日にお話を伺った。園田氏、新海氏については、2011年7月5日にお話を伺った。
- 15 このとき、加害者同士の傷のなめあいにならないのは、後悔をもとに被害者と闘ってきた成果が前提にあるからである。
- 16 例えば具体例として弾道ミサイル防衛システムと三菱重工の関連について、『週刊金曜日』編『国策防衛企業 三菱重工の正体』2008年など。
- 17 現代のアメリカと戦争の関連については、渡辺治、後藤道夫『新しい戦争』の時代と日本』2003年、大月書店。
- 18 なお、非正規労働者の被害性を十分考慮するために語弊のないように付け加えておすが、非正規労働者などの苦しい生活に比べ、相対的に生活が安定している日本の一般市民が、非正規労働者たちの共同探究者になるなかで、この矛盾を自覚し自らの主権者としての決断をしていくことがまずは求められると筆者は考えている。また、加害者になってしまう「後悔」の学習資源としての価値は、イラク自衛隊派兵差止め訴訟の論理に見られる。自衛隊イラク派兵差止め訴訟の会『自衛隊イラク派兵差止め訴訟全記録—私は強いられたくない。加害者としての立場を』2010年、風媒社。
- 19 在朝被爆者への保障・医療ケアの問題は戦後の日朝関係のなかで長く置き去りにされたままである。これに関して例えば、伊藤孝司「在朝被爆者の怒りと悲しみを映画に」『統一評論』2009年3月号。

**追記** なお本稿は、日本社会教育学会若手研究助成「現代日本の社会教育・博物館運動における「平和博物館」の実践的展開可能性の検討」の協同研究の成果の一部でもある。成果のうちには、個人に還元しうる部分と出来ない部分があり、個人に還元しうる部分はそれぞれが発表することとした。共同的部分については、別途公表の機会を設ける。

**謝辞** この度お忙しいなか快くお話をお聞かせ頂いた岡まさはる記念長崎平和資料館の皆さまに心から感謝し、筆者も本稿作成にあたって学んだことを生かし、札幌郷土を掘る会で本質的に重なる課題に取り組むことで連帯したいと思います。